

# 入札（見積）結果公表台帳

工事関係

96

事業名	小学校普通教室等空調設備設置工事	所管課	営繕課
選定理由			
本工事は、教育環境の改善を図り、学校教育の円滑な実施を目的として、全小学校の普通教室等に空調機器を設置するために起工する管工事である。 0			
指名業者			
株式会社三晃空調			
柳生設備株式会社			
若林設備工業株式会社			
ダイダン株式会社			
株式会社精研			
株式会社かんでんエンジニアリング			
須賀工業株式会社			
株式会社テクノ菱和			

順位	入札（見積）人	第 1 回 入札（見積）金額	第 2 回 入札（見積）金額	第 3 回 入札（見積）金額	協議後見積
	若林設備工業株式会社	711,140,000	くじ引き	決定	
	株式会社三晃空調	711,140,000	くじ引き		
	株式会社テクノ菱和	711,140,000	くじ引き		
	株式会社かんでんエンジニアリング	711,140,000	くじ引き		
	株式会社精研	711,140,000	くじ引き		
	ダイダン株式会社	711,140,000	くじ引き		
	柳生設備株式会社	711,140,000	くじ引き		
	須賀工業株式会社	780,000,000			

(1) 仮契約の相手方	住 所 京都府京都市東山区古門前通大和大路東入元町368番地 商号又は名称 若林設備工業株式会社 代 表 者 京都支店 支店長 亀山 明美	
(2) 仮契約金額	(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)	768,031,200 円 56,891,200 円)
(3) 工期（納期限）	着 工： 議 決 日 完成（納入期限）： 平成 29 年（2017 年） 4 月 28 日	
(4) 工事（納入）場所	城陽市 平川指月	
(5) 設計金額（税別）		797,700,000 円
(6) 予定価格（税別）		797,700,000 円
(7) 最低制限価格（税別）		711,140,000 円
(8) 仮契約締結予定日	平成 28 年（2016 年） 6 月 2 日	
(9) 指名通知（見積依頼）日	平成 28 年（2016 年） 5 月 16 日	14時00分 ～ 16時00分
(10) 入札（見積）日	平成 28 年（2016 年） 5 月 30 日	10時00分

## 入札（見積）結果公表台帳

96  
別紙

### 競争に参加する者に必要な資格

競争に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ② 管工事に係る平成28年度城陽市建設工事指名受付簿に登載されている者であること。  
（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、市長が別に定める手続きに基づく指名競争入札参加資格の再認定を受けていること。）
- ③ 競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に国土交通省、京都府及び京都府内の地方公共団体の指名競争入札において指名停止とされていないこと。
- ④ 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による最新の経営事項審査（審査基準日が、確認申請書の受付前の直近のものに限る。）における管工事について、総合評価値が1,000点以上の者であること。
- ⑤ 建設業法第3条の規定による管工事業に係る特定建設業の許可を有している単体企業であること。
- ⑥ 管工事に係る技術者で、自社で恒常的に雇用している監理技術者資格者証の交付を受けた者（5年以内に監理技術者講習を終了した者）を当該工事現場に専任で配置し得ること。
- ⑦ 入札の参加を希望する者の間に以下の基準のいずれかに該当する資本関係又は人的関係がないこと。
  - i 資本関係  
以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続き中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。
    - ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
    - イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
  - ii 人的関係  
以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。
    - ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
    - イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
  - iii その他入札の適正さが阻害されると認められる場合  
その他上記のi又はiiと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- ⑧ 城陽市暴力団排除条例（平成25年城陽市条例第28号）第2条第3号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
- ⑨ 建築資材の調達並びに下請業者の選定にあたって、下請総額の概ね10%程度は市内業者への発注を確保するように努めること。